

令和4年第1回定例会（2月議会）
所管事項審査関係資料
【当日配付資料】

令和4年3月3日
あきた未来創造部

【所管事項】

<高等教育支援室>

公立大学法人秋田県立大学の目的積立金の使途計画変更について . . . 1

公立大学法人秋田県立大学の目的積立金の使途計画変更について

高等教育支援室

令和3年9月議会において説明した目的積立金の使途計画について、令和4年1月にアグリノベーション教育研究センター内で発生した火災により焼失した牛舎等を再整備するため、次のとおり変更する。

変更後の使途計画（案）

区 分		R 3	R 4	計	(千円) 覚書第2条 との対応
1	学部棟Ⅱ照明設備改修【秋田】	9,993	-	9,993	3-(1)
2	特別実験棟γ線エリアモニタ更新【秋田】	5,379	-	5,379	3-(1)
3	防犯カメラ設備改修【秋田】	5,720	-	5,720	3-(1)
4	大学院棟等洗面器自動水栓改修【秋田】	9,680	-	9,680	3-(1)
5	管理棟トイレ設備改修【秋田】	9,900	-	9,900	3-(1)
6	特別実験棟消火設備改修【本荘】	9,198	-	9,198	3-(1)
7	Yストレーナ改修【本荘】	1,012	-	1,012	3-(1)
8	学部棟Ⅰ・Ⅱ洗面器自動水栓改修【本荘】	6,670	-	6,670	3-(1)
9	共通施設棟等洗面器自動水栓改修【本荘】	5,970	-	5,970	3-(1)
10	大学院棟等洗面器自動水栓改修【本荘】	5,610	-	5,610	3-(1)
11	学部棟Ⅰ6階手摺嵩上げ改修【本荘】	4,679	-	4,679	3-(1)
12	エレベーター照明設備改修【本荘】	1,148	-	1,148	3-(1)
13	図書館内空気循環設備改修【本荘】	5,101	-	5,101	3-(1)
14	体育施設棟1階ガラス戸改修【本荘】	1,430	-	1,430	3-(1)
15	地上デジタル波受信設備改修【本荘】	2,645	-	2,645	3-(1)
16	屋外灯改修【本荘】	-	9,977	9,977	3-(1)
17	作物作業舎改修【大潟】	-	7,519	7,519	3-(1)
18	焼失牛舎の撤去に係る設計・施工監理【大潟】	-	3,500	3,500	3-(1)
19	焼失牛舎の撤去工事【大潟】	-	41,342	41,342	3-(2)
20	新牛舎の設計・施工監理【大潟】	-	18,500	18,500	3-(2)
21	焼失設備・教育研究機器の更新 11件【大潟】	-	27,716	27,716	3-(1)
22	飼育牛の購入【大潟】	-	3,500	3,500	3-(1)
23	災害時等対応準備金	-	50,000	50,000	2
合 計		84,135	162,054	246,189	

※ 1～17は、令和3年9月議会において説明済。18～23は、新たに追加する項目。

※ 目的積立金 535,431千円から、上記計画額を差し引いた 289,242千円については、施設設備等の改修や教育研究機器の更新等に充当する予定であり、使途計画は次年度以降に提示する。

剰余金の使途の取扱いに関する覚書（抜粋）

平成24年3月1日 覚書締結

（趣旨）

第1条 地方独立行政法人法第40条第3項の規定による目的積立金は、地方独立行政法人の経営上のインセンティブを働かせる趣旨から、地方独立行政法人の自主的判断により、中期計画に定める使途に充てるものとされている。

しかしながら、公立大学法人（以下「法人」という。）の中期計画においては、「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費」に充てるとされているものの、具体的にどのような経費に剰余金を充てることができるのか、明らかとはいえない。

このため、剰余金を充てることのできる経費を明らかにすること等により、法人の経営全般について説明責任を果たしていく。

（中期計画に定める剰余金の使途の取扱い）

第2条 中期計画に定める「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善を図るための経費」については、それぞれ次のとおりとする。

1 教育研究の質の向上に要する経費

- (1) 臨時的に実施される国際的なシンポジウムの開催や年度を超える特別な教育研究プロジェクトの実施等の教育研究の質の向上に係る事業で、運営費交付金で措置されていないものの実施に要する経費
- (2) 教育研究機能の整備等の教育研究の質の向上に係る事業で、県から政策的に財政支援を受けるものについて、県の支援額の縮減に充てる経費

2 組織運営の改善に要する経費

- (1) 翌年度以降における財政の健全な運営に資するために積み立てる経費
- (2) 災害の応急対策その他特別の事案に対応するための経費

3 施設設備の改善に要する経費

- (1) 公立大学法人運営費交付金の算定ルール（以下「算定ルール」という。）において法人が実施することとされている設備・機器の更新及び建物の修繕に要する経費
- (2) 中期計画に定める施設設備等の整備その他算定ルールにおいて法人が県の補助金によって実施することとされている事業で、緊急の必要性が生じたものの実施に要する経費

（使途計画の取扱い）

第3条 法人は、6月末の決算確定時に、目的積立金の使途計画を策定し、県に提出するものとする。

県は、提出を受けた使途計画について、議会の意見を踏まえて法人と内容を協議し、法人は、適切に対応するものとする。

(参考)

秋田県立大学アグリノベーション教育研究センター牛舎の火災について

1. 被害概況

- (1) 発生日時 令和4年1月28日(金) 未明
- (2) 被害状況 牛舎(県出資財産、1,013.87㎡)・飼養設備等全焼
牛30頭死亡(21頭生存)
- (3) 火災原因 調査中
- (4) 被害総額 62,425,272円(2月28日時点)
 - ・既存施設設備分 28,889,252円(台帳価格等ベース)
 - ・地方創生推進交付金による整備分 33,536,020円(執行済額ベース)



(牛舎外観)



(牛舎内部)

2. 応急対応

- (1) 学生の精神的不安等に対応するための学生カウンセラーの相談日の拡充
- (2) 職員等による全施設緊急点検(1月31日実施済)及び保安点検業者による電気設備等の詳細点検(2月4日実施済)
- (3) 死亡した牛のセンター敷地内への埋却(2月5日実施済)
- (4) 損害保険会社による現地調査(2月7日実施済、査定額の判明時期は未定)

3. 今後の対応

(1) 学生の教育・研究

- ・生存牛の飼養環境を最低限整えるため、今月中に仮設牛舎を整備
- ・令和4年度の牛の飼養管理等に係る授業（実習）は、県畜産試験場が協力
- ・資源循環型肉牛生産の実践的な教育の場を維持するため、令和4年度中に牛舎を建設

(2) 秋田版スマート農業モデル創出事業

- ・補助事業の一部（研究機器購入及びネットワーク整備）を繰越して、令和4年度に再整備（完了検査・引渡前の焼失で事業実績と認められないため）
- ・肉牛の飼養管理に関連した研究については、計画を一部見直し、継続

4. 再整備に要する経費（概算）

再整備内容	金額(千円)	負担区分
死亡牛の埋却、仮設牛舎の整備等	5,210	大学（一般財源）
焼失牛舎の撤去工事、新牛舎の設計・施工監理、 焼失設備等の更新、飼育牛の購入	94,558	大学（目的積立金）
研究機器の購入、ネットワーク整備 （秋田版スマート農業モデル創出事業）	36,880	県補助金（繰越）
新牛舎（木造）の建設	約 150,000	検討中
合計	約 286,648	

5. その他

県出資財産の滅失により大学の定款変更が必要となるため、令和4年度中に、議会の議決を経た上で、総務省及び文部科学省に対し変更認可申請を行う。